

○隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）新旧対照表
 （下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行								
（防衛事務官、防衛技官及び防衛教官の任用基準） 第6条 防衛事務官、防衛技官又は防衛教官に任用できる者は、その者に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表の別に従い、当該右欄に掲げる者に該当することとなる者とする。ただし、医療職俸給表の適用を受ける者については防衛技官の任用に限り、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第6条第1項の俸給表（以下「第1号任期付研究員俸給表」という。）又は同条第2項の俸給表（以下「第2号任期付研究員俸給表」という。）の適用を受ける者については防衛技官又は防衛教官の任用に限る。 （1） 防衛事務官及び防衛技官 <table border="1"> <tr> <td>行政職俸給表(一)</td><td> 1 2級以上の隊員 2 1級の隊員のうち、<u>国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））又は防衛省専門職員採用試験</u>の合格者及び標準学歴の区分が大学卒、短大卒又は高校卒である者 3 1級の隊員のうち標準学歴の区分が中学卒である者で4年の在職年数を有する者 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> (注) (1)・(2) (略) </td></tr> </table> （2） 防衛教官 (略)	行政職俸給表(一)	1 2級以上の隊員 2 1級の隊員のうち、 <u>国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））又は防衛省専門職員採用試験</u> の合格者及び標準学歴の区分が大学卒、短大卒又は高校卒である者 3 1級の隊員のうち標準学歴の区分が中学卒である者で4年の在職年数を有する者	(注) (1)・(2) (略)		（防衛事務官、防衛技官及び防衛教官の任用基準） 第6条 防衛事務官、防衛技官又は防衛教官に任用できる者は、その者に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表の別に従い、当該右欄に掲げる者に該当することとなる者とする。ただし、医療職俸給表の適用を受ける者については防衛技官の任用に限り、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第6条第1項の俸給表（以下「第1号任期付研究員俸給表」という。）又は同条第2項の俸給表（以下「第2号任期付研究員俸給表」という。）の適用を受ける者については防衛技官又は防衛教官の任用に限る。 （1） 防衛事務官及び防衛技官 <table border="1"> <tr> <td>行政職俸給表(一)</td><td> 1 2級以上の隊員 2 1級の隊員のうち、<u>防衛省職員採用Ⅱ種試験又は国家公務員採用Ⅱ種試験、防衛省職員採用Ⅲ種試験又は国家公務員採用Ⅲ種試験</u>の合格者及び標準学歴の区分が大学卒、短大卒又は高校卒である者 3 1級の隊員のうち標準学歴の区分が中学卒である者で4年の在職年数を有する者 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> (注) (1)・(2) (略) </td></tr> </table> （2） 防衛教官 (略)	行政職俸給表(一)	1 2級以上の隊員 2 1級の隊員のうち、 <u>防衛省職員採用Ⅱ種試験又は国家公務員採用Ⅱ種試験、防衛省職員採用Ⅲ種試験又は国家公務員採用Ⅲ種試験</u> の合格者及び標準学歴の区分が大学卒、短大卒又は高校卒である者 3 1級の隊員のうち標準学歴の区分が中学卒である者で4年の在職年数を有する者	(注) (1)・(2) (略)	
行政職俸給表(一)	1 2級以上の隊員 2 1級の隊員のうち、 <u>国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））又は防衛省専門職員採用試験</u> の合格者及び標準学歴の区分が大学卒、短大卒又は高校卒である者 3 1級の隊員のうち標準学歴の区分が中学卒である者で4年の在職年数を有する者								
(注) (1)・(2) (略)									
行政職俸給表(一)	1 2級以上の隊員 2 1級の隊員のうち、 <u>防衛省職員採用Ⅱ種試験又は国家公務員採用Ⅱ種試験、防衛省職員採用Ⅲ種試験又は国家公務員採用Ⅲ種試験</u> の合格者及び標準学歴の区分が大学卒、短大卒又は高校卒である者 3 1級の隊員のうち標準学歴の区分が中学卒である者で4年の在職年数を有する者								
(注) (1)・(2) (略)									